

平成18年度 事業報告書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

中期目標	中期計画
第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。
(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。 ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。 エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。 オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	(1)効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。 イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。 ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。 エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。 オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
第1 業務運営の効率化に関する措置 1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づいて平成18年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、インターネット及び官報により公表した。
(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制と業務方法をより柔軟なものとするための方策を検討し、中期計画の遂行状況をふまえて適宜実現と見直しを図る。 イ 労働安全と労働衛生研究管理の一元化	(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ・新研究所の発足に当たり、旧産業安全研究所及び旧産業医学総合研究所(以下「旧2研究所」という。)の間で協議を行い、統合に向けた基本方針を定めた。 ・総務部と研究企画調整部を理事長直属部門として、理事長の業務運営方針が直接実施に移されるようにした。 ＜添付資料1 組織図＞ ・川崎地区では中期計画の24の評価項目に加えて、関連する15項目の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、業務担当者として部長を含む多くの職員を適材適所に配置した業務運営体制を整備した。また、旧2研究所のスムーズな統合を進めるために、清瀬地区においても同様の体制を構築するよう検討を進めた。 ・研究グループ当たりの研究職員数が多い川崎地区では、研究管理・支援体制を充実させるため、部長補佐(以下「補佐」という。)制度を新たに創設した。また、各研究グループを新研究所がカバーする安全、健康、環境の三つの研究領域に区分し、各研究領域に研究領域長を置き、各研究領域内での効率的な研究業務の実施と領域間の学際的な研究を推進するシステムを構築した。これにより総合的な労働安全衛生研究を実施できる組織体制を構築した。 ・プロジェクト研究の12課題中10課題を、各研究グループの体制にとらわれない柔軟で効率的な研究チームを組織することにより実施した。同様に、研究所の研究員が代表者として獲得した文部科学省、厚生労働省の競争的資金等の20課題中14課題の研究を研究グループ外あるいは所外の研究者と実施した。 ＜添付資料2 プロジェクト研究課題等一覧＞ イ 労働安全と労働衛生研究管理の一元化 ・旧2研究所における総務業務と研究管理業務それぞれを比

中期目標	中期計画

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
企画調整業務、国際情報・研究振興業務で産業安全及び労働衛生研究の一元化を図る。このため、中期目標期間の初年度で共通業務を整理する。 ウ 人材の登用 研究員の採用は、原則として公募による選考と産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付の任用に努める。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 総務部門の業務の一元化を進め効率化する。会計処理等の一元化システムを導入し、定型業務外部委託を進める。 オ 業務・システムの効率化 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、異なった様式を用いていた両研究所の文書フォーマットの統一化を進める。	較検討し、新たに「理事長打ち合わせ会議」(全25回開催)と「運営会議」(同11回)を立ち上げるなど、理事長の主導のもと、研究管理業務の一元化を進めた。 - 研究企画調整部においては清瀬、川崎両地区の合同部会を開いて統一化のための問題点を整理、検討、順次業務統合を開始した。労働災害調査分析センター(以下「労災調査センター」という。)および国際情報・労働衛生研究振興センター(以下「国際・研究振興センター」という。)でも同様の作業を開始した。 - 所内規程の統合を進めるとともに、本部機能の統合に向けた検討を開始した。 ウ 人材の登用 - 公募による選考により、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員を採用した。平成17年度に19名の応募者の中から採用を内定した若手任期付研究員2名を平成18年4月1日付で採用した。平成18年度の研究員公募については、ホームページへの掲載、大学への周知依頼、研究者人材データベース(JREC-IN)への登録などの方法により広く周知を行った。それにより、若手任期付研究員として、17名の応募者の中からの平成18年10月1日付で1名を、平成19年1月1日付で2名を採用し、平成19年4月1日付で2名を採用することを決定した。 - 平成18年度末に任期が終了する任期付き研究員3名について書類選考と面接試験を行い、平成19年4月1日付で任期を付さない研究員として採用することを決定した。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 - 総務部、長は清瀬地区のみならず川崎地区の総務部業務を総括し、同様に総務課長は川崎地区のみならず清瀬地区の総務課業務も総括する業務体制へと業務部門の一元化を進めた。 - 会計にかかわるコンピュータシステムの一元化を図った。さらに支払い業務を清瀬地区に集約化することにより効率化を図り、総務部門の職員を統合前よりも1名削減した。 オ 業務・システムの効率化 - 研究部門と総務部門の業務統合と効率化をはかる目的で新研究所の決裁方式を以下のように改めた。 - 理事長決裁文書は、総務部長または研究企画調整部長(以下「研究企画調整部長」という。)経由のみに限定した。 - 理事長決裁文書は、事前に全2名の理事が決裁することとした。 - 理事長決裁用以外の文書の最終決裁者は、総務部長、研究企画調整部長、または2研究所長の4名に限定した。 - また、決裁文書の整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を検討し、一部の業務についてはモデルシステムを開発し、試行を行ってシステムの有効性を検討

中期目標	中期計画
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。	(2)内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中に	(3)業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	した。
(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 研究管理システムの一元化のため、初年度は両研究所の研究管理システムの長所短所を比較検討し、可能な項目から統一化を図る。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 両研究所の評価システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究職員の業績評価 両研究所の内部評価委員会の個人評価システム等を比較検討して、研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切に評価する。	(2)内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し - 旧2研究所の研究管理システムの相互理解を深めるため、年度当初から、研究企画調整部長／首席、労災調査センター長(以下「労災調査センター長」という。)、国際・研究振興センター長(以下「国際・研究振興センター長」という。)、及び3研究領域長が運営会議で協議する仕組みを作り、毎月協議を実施した。 - 同様に、旧2研究所の研究グループ部長(以下「研究グループ長」という。)及び業務責任者レベルの協議を進めるシステムを検討し、次年度冒頭から実施することとした。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 - 各研究グループ会議における研究進捗状況の報告、プロジェクト研究責任者及び研究グループ長による研究進捗状況の業務管理会議への報告、3研究領域長による研究進捗状況の運営会議への報告等により、研究実施状況を把握し、研究及び業務の推進を図った。 - 内部評価会議等において労働災害の原因の調査(以下「災害調査」という。)等の進捗状況の報告を求め、その進行管理を行い、平成18年度に依頼のあった災害調査12件のうち、9件について厚生労働省等へ報告を行った。 ウ 研究職員の業績評価 - 清瀬地区では、研究職員個人の研究業務と研究外業務について、自己評価、研究グループ長による評価、及び役員による評価の3段階評価を実施し、評価結果に基づいて優秀研究者表彰を行った。 - 川崎地区では、研究職員個人の研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／研究グループ首席に室長、補佐を評価担当者に加えた第1段階評価、領域長による第2段階評価、所長による第3段階評価の3段階評価制度を導入した。また平成19年1月以降、テクニカル・ミーティング(所内研究集会)における個人業績評価を導入した。さらに、これらの評価結果を次年度研究費(基盤的研究予算等)の配分に反映させる仕組みを作った。 - 旧2研究所の個人評価システム方法を比較して、①研究業績、②対外貢献(行政貢献他)、③所内貢献、及び④独法貢献を公正かつ適正に評価できる統一した評価システムの検討を進めた。
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 省資源・省エネルギーの推進、IT技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化、研究部門の見直しを行い、経費の節減を図る。	(3)業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 - 維持費のかかる実験室に関しては、利用状況を考慮して今後の方針を検討した。この結果、低温実験室の使用に供しない期間の維持温度を上げるなど見直しを行った。 - 昨年度に引き続き一般競争入札の徹底を図ることにより経費の削減に努めた(平成17年度28件、平成18年度55件)。

中期目標	中期計画
において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15%、事業費(退職手当を除く。)について5%に相当する額を節減すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	進を図る。 エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
イ 競争的研究資金, 受託研究の獲得 関係省庁, 公益団体, 企業等の競争的研究資金, 受託研究等を獲得するために積極的に応募する。 ウ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め, 自己収入確保に努める。 エ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し, 業務運営を行う。 オ 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを適宜行う。	・研究職員が行う実験研究の実施時期を調整して光熱水使用量の分散化を図ると共に, 昼間消灯や夏期の軽装励行等を実施し省エネにより経費節減に努めた。 イ 競争的研究資金, 受託研究の獲得 ・国及びその他の団体等からの競争的研究資金に積極的に応募するとともに受託研究の獲得に努めた。平成18年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は, 文部科学省(科学研究費補助金基盤B, C, 若手研究B及び特別研究員奨励費), 厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金, がん研究助成金), 民間(受託研究)等からの合計31課題であった。 ＜添付資料3 外部研究資金の導入＞ ウ 自己収入の確保 ・研究所資産貸付規程に基づき, ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行った。その結果, 平成18年度は天井クレーン等3件の施設貸与を行った。 ＜添付資料4 研究施設・設備の外部貸与公告＞ エ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算の作成と業務運営 ・平成18年度については, 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し, 効率的な執行を図り, 経費節減に努めた結果, 計画の範囲内で予算の執行ができた オ 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員給与の適宜見直し ・国家公務員の給与構造改革を踏まえ, 国家公務員の俸給月額引き下げに準じて改正を行った。その他, 昇給時期の統一, 特別昇給と普通昇給の統合, 55歳昇給停止制度の廃止など新昇給制度の導入を行った。調整手当に替えて地域手当の新設及び手当率の変更を行った。
2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 研究施設, 研究室及び執務室の使用状況を定期的に把握し利用方法を改善する。このため両研究所の利用状況を比較検討して適宜中期計画の目的と個人業績に見合った再配置を図る。また, 新規採用研究職員の執務室と研究室の配置に留意し, 諸業務の円滑な開始を図る。 イ 研究施設・設備の共同利用, 有償貸与 ホームページや広報誌への掲載, 講演会における宣伝, 共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を進める。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 ・研究施設, 研究室の効率的な利用を促進する観点から, 機器等の使用状況, コスト, 及びそれに見合う成果について検討を行い, 高感度分析施設, 低温実験施設, 実験室等について, 運用計画や利用方法の見直し等の改善を図った。 ・その他, 施設管理担当者による定期的な施設の利用状況のモニタリングを行った。 イ 研究施設・設備の共同利用, 有償貸与 ・研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため, 貸与設備のリストの見直しを行うとともに, 貸与料金の適正化等を含めた貸与規程の統一化の検討を行った。 ・共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開した。また, 各種講演会・交流会等で積極的に広報し14課題の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争

中期目標	中期計画
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項
1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見を聞くことを目的とする場を設けること。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。 イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限る。以下同じ。)を実施して施設の共同利用を進めたほか、平成18年度には3件の施設の有償貸与を行った。 ＜添付資料4 研究施設・設備の外部貸与と公告＞
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置
1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働衛生重点研究推進協議会」と協議会シンポジウム、重点研究課題の研究者登録、論文調査等を引続き運営実施するほか、業界団体や第一線の安全管理者等を対象とした産業安全に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。このほか「客員研究員研究交流会」や産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を定期的に開催し労働現場とその研究ニーズの情報交換を進める。	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 ・研究所が事務局として主宰する「労働衛生重点研究推進協議会」を平成18年7月と平成19年3月に開催し、経営者団体、労働組合、職場の衛生管理者、関係調査研究機関、大学、行政等、幅広い分野の代表者から労働現場のニーズを把握し、当研究所を含む国内の研究推進をはかるための協議を行った。 ＜添付資料5 協議会第3年次(平成18年度)事業概要＞ ・同様に、この協議会主催の公開シンポジウムを平成18年11月に開催し、講演とパネルディスカッションにより国内の代表的な研究者、及び産業界／労働組合／学識経験者／行政を代表する専門家から最先端の現場ニーズの把握に努めた。参加者193名。 ＜添付資料6 シンポジウム抄録集＞ ・「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した21世紀初頭10年間に実施すべき労働衛生の18優先研究課題に関する研究課題登録を引き続き行った。また、協議会の事業内容を広めるためのパンフレットを日本産業衛生学会、日本経団連委員会及び全国産業安全衛生大会等で配布した。 ・日本化学工業協会との情報交換会を平成18年11月に実施し、産業現場第一線からの労働安全衛生研究に向けた要望等を聴取し、意見交換を行った。それに基づき、今後の研究所の活動に活かすため、報告書に取りまとめた。 ・毎年定例の客員研究員交流会を開催し、企業の産業医や労働衛生工学の専門家等を交えて、労働現場でニーズの高い労働衛生の課題について意見交換し、今後の共同研究の可能性について検討した。 ＜添付資料7 客員研究員交流会開催案内＞ ・継続中のプロジェクト研究「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」に関して進行管理のため現場の専門家による検討委員会(鋼製橋桁架設時における安全性検討委員会)を開催し、現場の要望の把握に努めた。

中期目標	中期計画
2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 (1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明	2 調査研究業務の重点的实施 労働災害防止計画, 科学技術基本計画等を踏まえつつ, 以下の調査研究を実施することにより, 労働現場のニーズ等に対応する。 (1) プロジェクト研究 中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について, 次のプロジェクト研究を実施する。 なお, 中期目標期間中に, 社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には, 当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し, 5に示す評価を受けて研究を開始する。 <平成18年度に実施しない課題は記載略> ア 労働者の健康, 疾病と事故との関連, 影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
イ 行政ニーズの把握と業務への反映 厚生労働省労働安全衛生部の部議、同部との定期的な情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。 ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	- 産業医科大学産業生態科学研究所との交流会を開催し、産業現場との連携による研究活動に係る情報を得た。 - 平成19年度開始予定のプロジェクト研究「高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究」に関する検討委員会を大学及び民間会社から有識者計4名を招いて開催し、研究の方向性につきアドバイスを受けるとともに、研究計画に反映させた。 - 外部からの問い合わせに対する窓口の一元化等、相談体制の組織化・効率化を図った。その結果、ホームページを通じての問い合わせ約190件、電話による問い合わせは約130件寄せられた。 イ 行政ニーズの把握と業務への反映 - 厚生労働省労働基準局安全衛生部の会議に理事長が全10回出席し、研究所における業務の進捗状況を報告するとともに、行政ニーズと労働現場の状況を把握した。 - 行政からの調査研究要望に基づいて平成19年度の研究計画を策定するとともに、厚生労働省関係各課との種々の手法による随時かつ緊密な情報交換・連絡・協議を行い、行政ニーズが高く緊急性のある調査研究として、「ITを活用した新たな安全衛生管理手法の開発」、「トウモロコシ荷揚げ作業のアフラトキシンばく露調査」等を実施した。(なおこれらの内「トウモロコシ荷揚げ作業のアフラトキシンばく露調査」の結果は平成19年5月の厚生労働省化学物質対策課の行政通達に反映された。) ＜添付資料8 厚労省調査研究要望一覧＞ - 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び化学物質対策課と、研究所の3研究グループ(建設安全、機械システム安全、電気安全の各研究グループ)が小ミーティングを開き、行政施策・研究内容に関する情報交換を行った。 ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 - 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ＜添付資料9 役職員の委員派遣等一覧＞
2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 当該年度においては、中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施し、更に適切な中間評価と事後評価を行う。また次年度に開始予定の研究課題に対する事前評価を実施する。 (1) プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究と競争的資金を獲得して行う研究を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 (1) プロジェクト研究 - 中期計画及び平成18年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究の12課題を実施した。 - これらの内、川崎地区(労働衛生研究課題)では、各課題に対し研究所の内部評価／外部評価委員会規程に則り、外部評価委員、研究所長／研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐が5段階評価法による事前、中間、及び事後評価を実施した。さらにこれらの評価結果を次年度の研究費の配分額に反映させた。

中期目標	中期計画
確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究	(ア) 情報化技術を援用した中小規模掘削工事の安全化(継続課題) 中小規模掘削工事中の土砂崩壊による災害の防止を目的として、情報化技術等を援用した土砂崩壊検知システムの開発等を行うとともに、安全施工方法の提言を行う。 (イ) 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発(継続課題) 橋梁建設工事における架設中の災害防止に資するため、架設工事で使用される建設機材の構造要件等を明らかにし、崩壊・倒壊に関する危険性評価手法の開発を行う。 (エ) 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止(継続課題) 静電塗装等の液体噴霧プロセスにおける静電気による爆発・火災災害防止技術を確立するため、噴霧に伴う放電現象の解明、コンピュータシミュレーションによる安全評価技術の開発を行う。 (カ) 人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究(継続課題) 人間と機械が共存して作業を行うシステムの機械災害防止のため、これらのシステムへの適用を目的とした本質的安全技術を開発し、安全な設備や作業のあり方を提案する。 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 (ウ) 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の実行上の問題点を明らかにし、その解決策を提言する。 (エ) 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究(継続課題) 腰痛等を主とした筋骨格系疾患を予防するために、障害発生機序に関する研究成果から身体の負担を軽減するための介護機器を製作するとともに、腰痛防止マニュアルを作成する。 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 (ア) 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 長時間労働や強度の仕事ストレスによる蓄積疲労をチェックするための、簡便で信頼性の高い蓄積疲労評価手法を開発するとともに、蓄積疲労の効果的な予防策を提案する。 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究 (ア) 石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 石綿のばく露経路やリスクを分析・検討し、従事期間及び従事時期等の情報からばく露量を推定できるデータベースを作成し、石綿関連がん(肺がん、中皮腫)の発症リスクをシミュレーションする。 (エ) 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究(継続課題) 作業環境中の有害因子に対する感受性の個人差に関し、差異に関わる遺伝的素因等を明らかにし、感受性の幅を配慮した規制値の設定に活用できるデータを集積する。 (カ) 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理(継続課題) 化学物質、紫外線等の物理的因子に係る有害要因の低レベルばく露について、生殖系や眼などへの影響を明らかにする。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
計画書にしたがって実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。 ア プロジェクト研究 別紙1に示す12課題を実施する。 イ 競争的資金による研究 厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金による研究を実施する。	・清瀬地区(産業安全研究課題)においても、内部評価会議(研究所長／研究企画調整部首席／労災調査センター長／研究グループ長)での5段階評価法による評価と外部有識者から構成される外部評価会議で事前、中間、及び事後評価を実施し、これらの評価結果を次年度の研究費の配分額に反映させた。 - ア 情報化施工技術を援用した中小規模掘削工事の安全化 [最終年度] - イ 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 - ウ 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 - エ 人間・機械協調型作業システムの基礎的安全制御技術に関する研究 [最終年度] - オ 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 [初年度] - カ 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究 [最終年度] - キ 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 [初年度] - ク 石綿の職業ばく露経路及びそのリスクに関する研究 [初年度] - ケ 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究 - コ 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 - サ 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス - シ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 [初年度] ・競争的研究資金による研究(厚生労働科学研究費、文部科学省科学研究費等)を20件実施した。 ・上記エ及びオの「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全制御技術に関する研究」及び「災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究」の成果の一部は「機械の包括的安全基準に関する指針(厚生労働省通達)」改正に向けての原案作成に反映された。 ・また、上記シの「労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究」の成果の一部は、JIS T8114 (防振手袋)の改定案への防振手袋振動軽減効果測定装置の導入を実現させるための基礎データとして活用された。 ＜添付資料10 プロジェクト研究と基盤的研究の概要＞

中期目標	中期計画
	(キ) 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス(継続課題) 職業病, 作業関連疾患について, 疾患サーベイランスシステムを構築し, その有効性を検証する。 (ク) 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 有害物理因子にかかわる評価基準や保護具の使用基準を提言する。
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう, 基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため, 国内外における労働災害, 職業性疾病, 産業活動等の動向を踏まえ, 別紙2に示す研究領域において, 基盤的な研究を戦略的に実施すること。 ＜別紙2省略＞	(2)基盤的研究 科学技術の進歩, 労働環境の変化, 労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ, 中期目標の別紙2の研究領域において, 長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を, 毎年度研究計画を作成して実施する。
3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が幅転化していることを踏まえ, 産業安全分野, 労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し, 構築する。 イ 研究評価に当たっては, 学際的研究の推進という観点を含めて行うこととし, 当該評価の結果を踏まえ, 学際的研究を積極的に行う。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙2に示す課題を実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。	(2) 基盤的研究 - 平成18年度計画において予定した16研究領域82研究課題の全てを実施した。また、平成18年度計画には記載されていない課題を1課題実施した。研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。研究成果と目標達成度を明記した研究報告書および各研究グループ長による総括が内部評価委員会に提出され、それらに基づいて基盤的研究として評価された。その結果を予算配分、実行計画に反映させた。 - これらの内、清瀬地区(産業安全研究の32課題)では、研究所長／研究企画調整部首席／労災調査センター長／研究グループ長による5段階評価結果を、次年度の研究費の配分に反映させた。 - 川崎地区(労働衛生研究50課題)では、研究所長／研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐による5段階評価結果を、次年度の研究費の配分に反映させた。 「化学物質の有害性評価と試験基準に関する研究」、「放電により発生する電磁パルスの検出技術に関する研究」はプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究であり、研究成果は平成19年度から始まるプロジェクト研究に継続される。 - 以上は、基本的には基礎的、萌芽的研究であるが中には国際規格等の制改定に活用された研究もある。「多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究」で行った研究結果の一部は、ISO/TC108/SC4(2631-1)(全身振動の測定と評価)の改定作業を進めるための基礎データとして活用された。 - また、中長期的な取り組みが必要とされる研究として職業疫学研究が行われている。現在研究所が保有するコホート集団の紙ベースデータ(30万人分の)を電子化している。今年度は新たに2万人分の電子化が終わり引き続き生存及び死因調査の準備を進めた。また「金属破断面解析のデータベース作成」に関する研究も、中長期的な取り組みが必要とされる研究として取り組んでいる。 ＜添付資料10 プロジェクト研究と基盤的研究の概要＞
3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 産業安全と労働衛生各領域内の学際研究に加えて両者の学際研究を推進するための体制を検討し、研究を実施する。 イ 学際研究の評価	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 - 旧2研究所において学際領域の研究を行っていた研究グループを統合して、人間工学・リスク管理研究グループを新たに創設し、学際的な研究実施に向けた研究体制を構築した。 - 交通労働災害に係る厚生労働科学研究費補助金の研究及

中期目標	中期計画
究を推進すること。	
4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。	4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所, 独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。
5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。	5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
研究所の内部評価と外部評価を上記アの観点から見直して実施し、この結果を踏まえて学際研究の一層の推進を図る。	び過労運転に係る厚生労働省からの競争的研究資金による調査研究に、安全・衛生両分野の研究者が参画した。 - 腰痛に係る研究を安全・衛生両分野の研究者が共同で実施した。 - GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に関する安全研究領域(清瀬地区)のプロジェクト研究に健康研究領域(川崎地区)の研究者を参加させる方向で学際的研究の推進を図った。 イ 学際研究の評価 - 外部評価項目に「学際性」を追加するとともに、外部評価委員会において産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的視点からの評価を受けた。 ＜添付資料11 平成18年度外部研究評価報告書＞
4 研究項目の重点化 中期目標期間中の基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数と比して約2割減少させ、プロジェクト研究に重点化を図ることを目的に当該年度の課題数を調整する。	4 研究項目の重点化 - 労働現場、行政、社会におけるニーズを考慮した結果、18年度スタートのプロジェクト研究に石綿のリスク評価に係る研究を追加実施した。 - プロジェクト研究の重点化を進めるために基盤的研究の研究課題数を前中期目標期間平均数102課題に対し、18年度と19年度の平均数を75課題として約3割(26%)縮減を図った。
5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 これまでの両研究所の評価システムを再検討し、必要な改善を加え、全ての研究課題について内部研究評価を実施し、結果を内部進行管理及び当該年度以降の人事、予算等に反映させる。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、結果を内部進行管理及び当該年度以降の人事、予算等に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理	5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 - 所内規程を見直してより公平性、透明性、中立性の高い評価を実施した。個人業績評価結果は、研究予算配分、昇格等に反映させた。 - 清瀬地区(産業安全研究者37名)では、研究課題については研究所長／研究企画調整部首席／労災調査センター長／研究グループ長から構成される内部評価会議で5段階評価を実施し評価結果を次年度の予算配分等に反映させた。 - 川崎地区(労働衛生研究者57名)では研究企画調整部長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐、研究領域長、所長の3段方式でプロジェクト研究、基盤的研究及び個人業績の各項目に対し5段階評価を実施した。この内、個人業績評価では①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献、及び⑤その他の総合評価の5項目による総合点が算出され、評価結果を次年度の昇格人事、予算配分(上記)等に反映させた。 (2) 外部研究評価の実施 - 旧2研究所の外部評価規程を統合し、安全・衛生の両分野の委員による外部評価会議(大学及び研究機関の研究者、企業経営者等の学識経験者25名の委員で構成)を平成19年3月2日(労働衛生分野の研究課題評価)及び3月9日(産業安全分野の研究課題評価)に開催し、プロジェクト研究課題に対する学際的視点も含めた事前、中間、及び事後評価を行った。 ＜添付資料11 平成18年度外部研究評価報告書＞

中期目標	中期計画
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。	6 成果の積極的な普及・活用
(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。	(1)国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ	(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。	- 川崎地区では19年度実施のプロジェクト研究予算について、内部評価点及び外部評価点等に基づいて予算の増減を図った。なお、清瀬地区では外部評価会議での評価結果に基づいて、研究計画の見直し等を行った。 - 平成17年度の研究評価報告書を平成18年度に発行し、その要約版をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。 <添付資料12 平成17年度研究評価報告書Web版要約> - 平成18年度の評価結果は受理日より3ヶ月以内に研究所のホームページに公表するために、結果の集計、編集等の準備作業を進めた。
6 成果の積極的な普及・活用	6 成果の積極的な普及・活用
(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。	(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 25人の研究職員が、国内外の基準制定・改訂に係わる62の検討会等の委員として参画した。 「自動回転ドアの安全性」に関する日本工業規格(JIS A 4721)作成に関する貢献が認められ、研究職員が経済産業大臣表彰を受賞した。 - 手持ち可搬型動力工具の振動測定方法に係るJISの策定委員会委員長として研究職員が尽力し、平成18年度中に14本のJISが制定された。本JISは、厚生労働省で検討している振動工具のラベリング制度の基礎をなすものである。また、研究職員が委員として参画したISO/TC146/SC2(作業環境大気の測定)において、ISO20552(気中水銀の測定)が策定・発行された。 - 国外の、ISO本部のISO 2631-1の全身振動の測定評価の見直し検討の特別委員会の議長を務めた。 - 国内では厚生労働省及び環境省により設置された「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会(座長)」や、厚生労働省に設置された「振動障害の防止に係る作業管理のあり方検討会」に参画した。 <添付資料9 役職員の委員派遣等一覧>
(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。	(2) 学会発表等の促進 - 平成18年度の論文発表等は241報、講演・口頭発表等は388回であり、いずれも平成18年度計画に掲げた数値目標の1.4倍、1.1倍となった。 - 論文発表等の内訳は、原著論文83編、原著論文に準ずる学会発表の出版物36編、総説論文27編、著書20編、行政報告書等34編、その他の専門家向け出版物41編であった。 - この内原著論文の8割は国際学術誌に掲載された。 - 研究職員が学術団体の学会賞を2件受賞した。

中期目標	中期計画
1,700回以上及び850報以上とすること。	
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。	(3)インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報, 研究所ニュース等を発行し, 広く関係労働安全衛生機関, 産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため, 研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに, 研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。
(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し, 主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4)講演会, 一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし, 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め, 年平均3回設け, 発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け, 研究所の一般公開を実施し, 調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また, 随時の見学希望者に対しても, その専門分野, 要望に応じて柔軟に対応する。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	＜添付資料13 役職員の研究業績等一覧＞
(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 平成17年度中における公表論文について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 平成17年度産業安全研究所年報と平成17年度産業医学総合研究所年報、安研ニュース、産医研ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 安研ニュース、産医研ニュースの統合版作成について検討する。 エ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ・統合研究所のホームページを作成し、平成17年度の研究結果データベースを公開した。 ・研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年4回発行)の全論文や「安研ニュース」(年6回発行)、「産医研ニュース」(年2回発行)の全文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。 ・研究所ホームページへの平成18年度のアクセス数は年間約154万件であった。(http://www.jniosh.go.jp/) ・平成17年度産業安全研究所年報及び産業医学総合研究所年報の発行作業を行った。 ・安研ニュースを4回、産医研ニュースを1回発行するとともに、研究所ニュースの統合版の作成に向けた検討を行った。 ・そのほか、特別研究報告JNOSH-SRR-NO.34(2006)「産業リサイクル過程における爆発・火災災害防止に関する研究(最終報告)」、技術指針JNOSH-TR-NO.41(2006)「安全靴・作業靴技術指針」等を発行した。 ＜添付資料14 刊行物一覧＞ ・一般誌等に36件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。また新聞・テレビ等の取材に協力し、職員の研究等を紹介した。(16件) ＜添付資料13 役職員の研究業績等一覧＞ ・その他、研究所が主催する講演会等(安全衛生技術講演会、労働衛生重点研究推進協議会シンポジウム等)で安研ニュース、産医研ニュースを広く配布した。
(4) 講演会等の開催 ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等について検討する。 イ 4月19日を産業安全研究所、4月23日を産業医学総合研究所の一般公開日とし研究所の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 ・安全衛生技術講演会を平成18年10月5日に大阪市で、同10月6日に名古屋市で、同10月11日に東京都でそれぞれ開催し、「機械を安全に設計・管理するために -機械安全の原則と技術-」をテーマとして3名の研究職員による講演を行うとともに、「現場に役立つ機械設備の安全方策とは」と題したパネル討論を行った。同様に、「長時間労働、働き過ぎによる疲労蓄積を防ぐ」と題する講演を実施した。企業等からの参加者は、全体で615名を数え、昨年度に比べ、8割の増加となった。 ＜添付資料15 労働安全衛生技術講演会開催報告＞ ・平成18年11月24日に労働衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、「産業社会の変化によってもたらされる労働生活と健康への影響について」及び「職場における化学物質管理:これまでの成果と将来の課題」をテーマとする研究所員を含む8題の講演と討論会を実施し、幅広い領域の労働安全衛生関係者への最先端の研究成果の普及を図った。また経済団体、労働組合、行政、及び代表的専門家によるパネルディスカッションを実施し、労働現場の最先端の問題と対応

中期目標	中期計画

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	等を明らかにした。参加者は193名であった。 ＜添付資料6 シンポジウム抄録集＞ - 産業安全および労働衛生に関する研究情報の交換及び研究交流を目的とした、産業安全および労働衛生に関する国際シンポジウム(ISISH 2006: International Symposium on Industrial Safety and Health 2006)を10月3日から2日間にわたって開催し、国内から70名、国外から29名の参加があった。本シンポジウムは、労働安全衛生総合研究所および同所と国際研究協力協定を締結している海外の研究機関を中心に、産業安全および労働衛生に関する研究情報の交換及び研究交流を目的として開催されるシンポジウムで、当研究所から4名の研究職員が講演した。今回は、中央労働災害防止協会の支援により東南アジア諸国連合(ASEAN)の10カ国、21名の専門家を招待した。 ＜添付資料16 ISHSH開催の案内と報告＞ - 平成18年9月22日に東京都で(財)日本粉体工業技術協会との共催により「粉体工業技術講演会」を、平成18年9月29日に高松市で四国地区電力需用者協会等との共催により「電気関係災害防止対策講習会」を、平成19年1月16日に札幌市で北海道大学との共催により「斜面崩壊に災害防止に関するシンポジウム」を、それぞれ開催した。参加者は、それぞれ、83名、90名、80名であった。 - 米国、フィンランド、英国、中国からの専門家を招き「有害物曝露評価」「人体振動」「温熱ストレス」「室内環境汚染」「水銀曝露」をテーマとする国際セミナーを川崎地区において5回開催した。 ＜添付資料17 国際セミナー一覧＞ - 一般公開を4月19日に清瀬地区(参加者数201名)、4月23日に川崎地区(同98名)で実施した。 - 清瀬地区においては初めて事前申し込みのいらない自由見学方式を採用し、施設見学や公開実験等を実施した。アンケート調査(回収率83%)による参加者の感想は、「熱心な説明態度から、真面目な研究姿勢がうかがえた」「比較的地味な研究所ではあるが、業績と実績は十分に高いと感じた」など、好印象を持った見学者が多かった。 - 川崎地区においては、「アスベスト(石綿)の健康影響」及び「熱中症にご注意!」と題する講演、所内施設見学、体験コーナー、研究成果のパネル展示等を実施した。アンケート調査(回収率64%)の結果、非常によかった(33%)、よかった(57%)との回答が大多数を占め、「普段見ることのできない設備を見られて興味深かった」「わかりやすい説明で勉強になった」といった感想が寄せられた。 ＜添付資料18 一般公開プログラム＞ 19年度の一般公開について、広報資料の共同作成等や双方の研究者の参画等を盛り込んだ実施計画を作成し、準備を進めた。

中期目標	中期計画
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5)知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。
7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。
8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1)労働安全衛生分野の研究の振興

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	・海外を含む企業, 安全関連団体, 学会等から申し込みのあった見学希望等に対して, その専門性等を考慮した対応プログラムを作成して柔軟に対応した。(国内14件, 国外18件)
(5) 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について, 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ, 特許権の取得を積極的に進める。また, 研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては, 特許流通データベースへの登録や, 研究所ホームページでの広報等により, 知的財産の活用促進を図る。	(5) 知的財産の活用促進 ・所内規程の整備等により特許権の取得に取り組むとともに, 清瀬, 川崎両地区の責任者が定期的に意見交換を行い, 支援体制の整備を進めた。 ・平成18年度は, 新たに7件の特許査定を受け, 特許登録総数は29件(うち, 米国特許1件), 登録手続き中が2件となった。TLO(ヒューマンサイエンス技術移転センター)へ新たに特許業務を委託した発明は3件(うち特許出願2件, 意匠出願1件)であった。 ＜添付資料19 特許出願, 特許登録及び特許の実施状況＞
7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働者の健康障害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは, 労働基準監督機関等の協力を得て, 原因調査等を実施する。 イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果, 講ずべき対策, 労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については, 厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 ウ 災害調査への的確な対応 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等には, 労働災害調査分析センターを中心として迅速, 的確に対応する。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ・新研究所に労働災害調査分析センターを設置し, 清瀬地区, 川崎地区の双方に担当職員を配置して, 労働災害の原因の調査等を適切, かつ組織的に実施する体制を整備した。 ・労働災害の原因の調査等を, ①災害調査, ②刑事訴訟法に基づく鑑定等, ③労災保険給付に係る鑑別, 鑑定等, 並びに④行政機関からの依頼調査等の四分類に整理して対応することとした。 ・平成18年度の実績は, ①厚生労働省からの依頼及び研究の実施上必要があると研究所が判断した調査等に基づく災害調査が12件(平成17年度8件), ②労働基準監督署, 警察署等からの依頼に基づく刑事訴訟法に基づく鑑定等が12件(平成17年度6件), ③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別, 鑑定等が12件(平成17年度0件), ④行政機関からの依頼調査等が「鹿島港におけるトウモロコシ荷揚げ作業のアフラキシシン曝露調査」の1件であった。ほかに, 前年度から継続している案件として15件の災害調査を実施した。 ＜添付資料20 災害調査等の実施状況＞ ・これらの災害調査等の調査結果については, 内部評価委員会等の場を活用して進行管理を図り, その迅速な報告の促進に努めた。平成18年度に実施した災害調査については12件中9件について, 刑事訴訟法に基づく鑑定等については12件中10件について, 労災保険給付に係る鑑別, 鑑定等については12件中7件について, それぞれ依頼先に調査結果等の報告を行っている。 ・厚生労働省を通じ, 各都道府県労働局に対して, 研究所の災害調査業務を積極的に活用するよう働きかけた。
8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興

中期目標	中期計画
進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
(1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直す。産業安全に関する研究戦略の策定に関して、中期計画に照らして検討を開始する。 ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 最先端の研究情報の収集と発信に係る刊行物の発行と配布 労働安全衛生に関する研究成果に係る刊行物を発行する。 労働衛生に関する研究成果に係る国際学術誌「Industrial Health」誌を年4回発行、配布する。 産業安全に関する特別研究報告、研究所技術指針を発行する。	ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・振動障害予防等について厚生労働省安全衛生部へヨーロッパ連合発行のEU DirectiveのMachinery Safety Directiveおよび振動工具のラベリングの方法の検討のための資料を報告した。 ・石綿健康被害および救済に係る情報を厚生労働省および環境省へ報告した。 ・機械の包括的安全基準に関する技術情報を厚生労働省安全衛生部に報告した。 ・エレベータ事故に関連し、国内の事故事例等を厚生労働省安全衛生部に報告した。 ・ドイツにおける機械に関する安全規制の状況について厚生労働省安全衛生部に報告した。 ・化学物質の試験方法に係るGHSと国内法規(危規則)との対応について厚生労働省安全衛生部に情報提供した。 イ 労働衛生重点研究推進協議会 ・本協議会の第2期3カ年に入ったため、これまでの活動の総括を行うとともに、公開シンポジウムで重点研究3領域の課題の整理と研究の方向性を提示した。 ・また、当研究所の統合に伴い、協議会を労働安全衛生重点協議会として飛躍発展させ、さらに産業安全に関する研究戦略を策定すべく準備作業を開始した。 ウ 最先端研究情報の収集 ・最先端の研究情報の収集と発信、および研究振興の拠点として、国際情報・労働衛生研究振興センター(国際・研究振興センター)を設置し、これまで所内で分散処理されていた国際研究協力、情報収集発信、研究振興等の活動を集約一元化を図った。 エ 刊行物の発行と配布 ・国際学術誌 Industrial Health を年4回発行し、国内外の労働衛生の最先端の情報を120以上の労働衛生関係研究機関に提供した。 ・平成18年のIndustrial Health誌の投稿論文数は109編で過去3年連続して100編以上の投稿数が続いている。掲載論文数も97編で、平成14年49編、15年50編、16年59編、17年87編に比べて着実に増加している。掲載論文数の国別/地域別内訳は、欧米28%、アジア・オセアニア19%、日本(所外)35%、所内14%、その他の国4%であった。平成17年のインパクトファクターは0.74であり、前年の0.55より改善した。 ・J-STAGE(科学技術情報発信・流通総合システム)(独)科学技術振興機構)に、本誌第43巻(2005年)以降の全論文を提供することにより世界の代表的な医学論文データベースであるPub-Medをはじめ、ChemPortやCrossRefとのリンクにより全文の無料閲覧を実現させた。これらによりいっそう効率的な情報発信体制が確立した。 ・研究所の統合に当たりIndustrial Health 誌の編集長を務

中期目標	中期計画
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。	(2)労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安	(3)研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	める理事長が本誌4月号の巻頭言で今後の労働安全衛生研究の一層の推進を図る旨の声明を世界に向けて発信した。 ・本誌の掲載論文数が増加しているので平成19年度から発行回数を年6回とすることし準備作業を開始した。 ・編集委員会規定を改定するとともに、編集体制を大幅に刷新して安全分野も含めた国内外の著名な有識者を多数編集委員会メンバーに加えた。 ＜添付資料21 Industrial Health 関係資料＞ ・特別研究報告JNIOOSH-SRR-NO.34(2006)「産業リサイクル過程における爆発・火災災害防止に関する研究(最終報告)」, 技術指針JNIOOSH-TR-NO.41(2006)「安全靴・作業靴技術指針」等を発行した。 ・我が国初の労働安全衛生分野全般を対象とした和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行に向けた準備作業を行った。
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 国内外若手研究者等の受け入れ 研修生, 連携大学院生, 日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 イ 他組織への支援 連携大学院制度により協定締結大学への支援を行う。要請があれば, 研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を随時行う。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ・武蔵工業大学, 神奈川工科大学, 北里大学, および国立大学法人三重大大学との連携大学院協定を締結し, 武蔵工業大学の大学院教授(併任)に1名, 神奈川工科大学の客員教授に1名の研究職員が, 同助教授に2名の研究職員が任命された。また北里大学の客員教授に5名, 准教授に3名, 国立大学法人三重大大学の連携教授に2名, 准教授に3名の研究職員が内定した。 ・すでに連携大学院協定を締結している日本大学理工学部, 国立大学法人長岡技術科学大学, 国立大学法人大阪大学においては, 研究職員がそれぞれ客員教授(1名), 客員助教授(2名), 客員准教授(1名)に引き続き任命された。 ・日本学術振興会の外国人特別研究員を1名受け入れた。 ・厚生労働科学研究費によるリサーチレジデントAを1名受け入れた。 ・16機関に対して11名の研究職員が非常勤講師等の支援を行った。 ＜添付資料9 役職員の委員派遣等一覧＞ ・大学等からの研修生29名を研究所に受入れ, 若手研究者の育成をはかった。また若手研究者の受入に係る所内規程の検討を行った。 ・他組織からの要請に基づき, 厚生労働省産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修の受入, JICA保健衛生管理セミナーの外国人研修員受け入れ, 中災防JICOSHの「「職場改善(エルゴノミクス)」研修(2006.10)」における「物理的環境(振動・騒音)」の講義等を行った。
(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し, 共同研究等を進める。	(3) 研究協力の促進 ア-1 WHO協力センター ・WHO労働衛生協力センターへの再指定に向けた作業の一環として, イタリア及び日本で開催された同センター会議に参加し, 第1期(2001-2005年)協力活動成果と第2期

中期目標	中期計画
全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
イ 研究交流会等 両研究所の客員研究員、フェロー研究員等を統一的に扱うため当該規程の見直しを図る。 ウ 客員研究員等との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 エ 大学、企業等の研究者との研究交流促進 非公務員化のメリットを活かし、大学・企業等の研究者との研究交流を促進する。 オ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。 また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。	(2006・2010年)の協力活動計画を報告した。この結果、平成19年1月にWHOマニラ事務局長から厚生労働大臣に対し、当研究所をWHO労働衛生協力センターとして推薦する公式文書が発出され、厚生労働大臣がこれを承認し、再指定に向けて最終段階に至った。 ア-2 研究協力協定等 ・米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)、韓国産業安全保健研究院(OSHRI)、および中国海洋大学との研究協力協定を更新した。また、英国ラフボロー大学と研究協力協定を締結し、研究協力を開始した。 ・既に締結中の国外の研究機関とのものを含めて、研究協力協定に基づく以下の活動を行った。 米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH) ①手腕振動ばく露の急性影響評価に関する研究を実施し、人の手腕振動の生体応答を明らかにすることが出来た。この結果は、ISO/TC108/SC4の規格改正に貢献するとともに、世界の工具メーカーが人への振動の影響を低減するための工具設計に利用できるデータも提供することができた。 ②ステンレスヒューム中六価クロムの新規分析法の開発を目的として、米国NIOSHで調製した共通の試料を用いて、各機関がそれぞれ開発した方法および現行のISO法による分析結果の比較実験を実施した。H18年度の成果としては、JNIOSH側の分析方法についてプロトコルがほぼ確立した。 ③平成18年3月に米国NIOSHと共同で開催した「長時間労働に関する産医研－米国NIOSHシンポジウム」の成果を同年10月、Industrial Health, 44巻4号に総説(NIOSH側)と国別報告(NIIH側)として論文公表した。 韓国産業安全保健研究院(OSHRI) ①平成20年に開催予定の第18回世界労働安全衛生会議でのシンポジウム共同開催に向けて調整を開始した。②安全研究分野の研究状況について情報を交換し、今後の研究協力体制について検討した。 スウェーデン国立労働生活研究所(NIWL) 労働者の睡眠、疲労、心理社会的要因に関わる疾病休業とむりやり出勤の意義について、取得した調査データをともに検討した。またISOで提案されている温熱環境評価プログラムの相互利用のためにプログラム共同開発を行った。さらにヨーロッパ規格(ENV342)の評価法を用いて、標準防護服の温熱特性に関するサーマルマネキン間国際比較研究を開始した。 英国ラフボロー大学 多軸全身振動ばく露時の力知覚閾値に関する研究を行い、これまで得られていなかった多軸全身振動に関する振動感覚特性及び動的生体応答を明らかにすることが出来た。この結果は、ISO 2631-1の改定に貢献するとともに、腰痛低減

中期目標	中期計画
9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。	9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	のための座席などの設計のために、情報を与えることができた。 韓国ソウル産業大学 電気安全研究分野の研究状況について情報を交換し、今後の共同研究課題について検討した。 中国海洋大学 前年度の清瀬地区で実施した共同実験に基づく研究成果を論文として発表した。 イ 研究交流会等 ・旧安研のフェロー研究員制度と旧産医研の客員研究員制度を統合した所内規程を整備し、両者を統一した制度とした。 ・安衛研フェロー研究員として26名、安衛研客員研究員として10名を委嘱した。 ウ 客員研究員交流会等 ・平成19年3月14日(水)に客員研究員交流会を開催し、5名の客員研究員等(産業医、労働衛生工学専門家や研究者)から労働現場におけるニーズの高い課題に係わる報告が行われた。所内の研究員や客員研究員など50名が参加し、熱心に意見交換を行い、今後の共同研究の可能性について検討した。 ＜添付資料7 客員研究員交流会開催案内＞ エ 大学、企業等の研究者との研究交流促進 ・平成19年1月23日(火)に産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を川崎地区で実施し、産医大から6題、安衛研から安全分野を含む7題の研究発表が行われた。 ＜添付資料2 産医大との研究交流会開催報告＞ ・産医研人体振動勉強会、職業性ストレス研究会、産業温熱研究会・体温研究会合同シンポジウム、遺伝子研究会、サッカー研究会、睡眠・ストレス研究会、反応安全に関するトピックスを研究討論する「新RSE研究会」を職員が主催・共催し、大学、企業等の研究者との研究交流を進めた。 オ 共同研究 ・研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は35%であった。
9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。 イ 研究倫理 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。	9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 ・個人情報保護に係る外部研修会に職員を参加させるとともに、当該研修結果等を元に職員を対象とした所内研修会を実施した。また、個人情報保護に係る所内規程を整備した。 ・さらに、情報公開システムの整備に先立ち、研究所における情報管理ポリシーについて検討を進めた。 ・平成18年度における情報公開請求は1件であり、所内規程に基づき情報開示を行った。 イ 研究倫理 ・研究所統合に伴い研究倫理委員会に係る所内規程を更新し、また職員の研究倫理審査に対する理解を深めることを目

中期目標	中期計画
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1)予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。 第4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	的として、所内研修会3回を実施した。研究倫理審査委員会2回を開催し、計17件(新規申請5件、継続・変更申請12件)を審査した。なお、これらの内5件(新規申請1件、継続・変更申請4件)については迅速な審査を行った。 ウ その他 ・危険を伴う研究業務について安全衛生審査委員会を開催し、1件の所内審査を行い、適切な研究の実施に努めた。 ・職員が高い倫理観をもって公正で的確な業務運営を行うのに必要な所内規程の整備を進めた。特に社会的及び国際的に問題になっているセクハラ、パワーハラスメント、及びモビリング防止のための規定を就業規則に入れ、川崎地区では業務責任者を任命した。 ・「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について」(平成18年11月28日付け18文科振第559号)を受け科学研究費補助金取扱規程を改訂するとともに、平成18年8月8日付けの「研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」中の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」の通知、平成18年11月14日付け「競争的資金の適正な執行に係る関係府省庁申し合わせの改正について」の通知、並びに平成19年2月15日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」への対応策の検討を始めた。 ・7月25日(火)に、白鷗大学畠中教授による労働安全衛生法の勉強会を実施した。
第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画 ・平成18年度は、文部科学省科学研究費補助金11件(うち研究代表者10件)、厚生労働省科学研究費補助金15件(うち研究代表者7件)、厚生労働省がん研究助成金1件、その他厚生労働省2件(いずれも研究代表者)、経済産業省地域新生コンソーシアム研究開発事業1件(分担研究者)の合計30件 104,937千円の競争的研究資金を獲得した。また、11件 24,790千円の受託研究を獲得した。 ＜添付資料3 外部研究資金の導入＞ ・その他、施設貸与3件 552千円、著作権料2件 44千円、特許実施料4件 328千円等の自己収入を得た。
1 予算については別紙3のとおり。 2 収支計画については別紙4のとおり。 3 資金計画については別紙5のとおり。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290百万円 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。	・平成18年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、機器等の使用状況、コスト、及びそれに見合う成果について検討を行い、高感度分析施設、低温実験施設、実験室等について、運用計画や利用方法の見直し等の改善を図った。 ・その他、プロジェクト研究と基盤的研究の厳密な業績評価を行うことにより研究費の配分に反映させた。(再掲) ・経費削減の達成度については平成18年度の運営費交付金を

中期目標	中期計画				
	に伴う補償金の支払い等, 偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供しようとするときは, その計画なし 第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修, 研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備				
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため, 研究員の採用に当たっては, 公募による選考採用や任期付き任用を活用する。 イ 業務運営の効率化, 定型業務の外部委託化を推進する。 (2)常勤職員の数 調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。 (参考1)常勤職員数 <table border="0"> <tr> <td>期初の常勤職員数</td> <td>121名</td> </tr> <tr> <td>期末の常勤職員数</td> <td>115名(上限)</td> </tr> </table> (参考2)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278百万円	期初の常勤職員数	121名	期末の常勤職員数	115名(上限)
期初の常勤職員数	121名				
期末の常勤職員数	115名(上限)				
	2 施設・設備に関する計画				

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給, 重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど, 偶発的な出費に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修, 研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	充当して行う事業について, 人件費(退職手当を除く。)は予算額に対して94.29%, 一般管理費は予算額に対して96.55%, 業務経費は予算額に対して99.05%の執行となった。
第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 新規研究員の採用に際しては公募を原則とし, 任期付研究員の採用に努める。 (2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 121名 当年度末の常勤職員数の見込み 120名 (3) 当年度中の人件費総額見込み 1,086百万円	第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 - 平成17年度中に採用が内定していた若手任期付研究員2名と労災調査センター長及び調査役を平成18年4月1日付で採用した。また, 新たに公募により17名の応募者の中から, 10月1日付で仮設建造物の専門家1名を, 平成19年1月1日付で長年待望されていた放射線障害の専門家等の2名を若手任期付研究員として採用した。また, 米国で業績を上げた脳生理学をベースとする睡眠研究者及び日本の国立大学大学院を卒業し国際的な業績のあるイラン国籍の生殖毒性研究者の2名を平成19年4月1日採用予定者として内定した。 - なお, 年度内に研究グループ首席, 統括研究員, 任期付研究員(2人)の4人がそれぞれ新設独立行政法人の動物実験室開設室長, 大学の助教授, 講師, 大企業の研究員として退職した。 - 年度初の常勤職員数は118名であり, 年度末の常勤職員数は119名である。 - 所内辞令として, 新たに設けた安全, 健康, 環境の各研究領域に研究領域長を任命し, 旧2研究所の完全な統合に向けて研究管理の刷新を図った。この内, 環境研究領域長は平成18年4月に主任研究員から研究グループ長に昇任したばかりの研究業績と管理能力に優れる新進気鋭の研究者である。 - 同様に研究職員数の多い川崎地区の研究グループ長の補佐役として部長補佐(補佐)を任命し, 各研究グループ, センター, 研究企画調整部内の研究指導及び管理体制の充実化を図った。また研究職員57名中21名(37%)を研究グループの枠を超えた配置換えを行うことにより研究グループ間の統合化を進めた。また, 清瀬地区が中心となって2地域にまたがっている人間工学・リスク管理研究グループの統合を進めた。 - 平成18年度における人件費の総額は1,034百万円で, 平成18年度計画における当年度中の人件費総額見込み(1,086百万円)と比べて52百万円の節減となった。
2 施設・設備に関する計画	2 施設・設備に関する計画

中期目標	中期計画						
	労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。 <table><tr><th>施設整備の内容</th><th>予定額 (単位: 百万円)</th><th>財源</th></tr><tr><td>屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修</td><td>1,920</td><td>施設整備 費補助金</td></tr></table>	施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備 費補助金
施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源					
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備 費補助金					

平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																
研究所の施設のうち、経年劣化の著しい屋上防水改修、電気設備改修、配管等爆発実験施設改修、非常電源装置、電子顕微鏡室について平成18年度中に改修工事を実施する。 <table border="1" data-bbox="228 472 691 1312"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th><th>措置年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上防水改修</td><td>H18措置予定</td></tr> <tr> <td>電気設備改修</td><td>H18措置予定</td></tr> <tr> <td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td><td></td></tr> <tr> <td>配管等爆発実験施設改修</td><td>H18措置予定</td></tr> <tr> <td>超高サイクル疲労強度の解析施設改修</td><td></td></tr> <tr> <td>統合生産システム安全性検証施設改修</td><td></td></tr> <tr> <td>施工シミュレーション施設改修</td><td></td></tr> <tr> <td>非常電源装置改修</td><td>H18措置予定</td></tr> <tr> <td>電子顕微鏡室改修</td><td>H18措置予定</td></tr> <tr> <td>RI実験室改修</td><td></td></tr> <tr> <td>空調設備改修</td><td></td></tr> <tr> <td>低温実験室改修</td><td></td></tr> <tr> <td>人工環境室改修</td><td></td></tr> <tr> <td>渡り廊下改修</td><td></td></tr> <tr> <td>外壁防水塗装耐震改修</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18措置予定	電気設備改修	H18措置予定	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修		配管等爆発実験施設改修	H18措置予定	超高サイクル疲労強度の解析施設改修		統合生産システム安全性検証施設改修		施工シミュレーション施設改修		非常電源装置改修	H18措置予定	電子顕微鏡室改修	H18措置予定	RI実験室改修		空調設備改修		低温実験室改修		人工環境室改修		渡り廊下改修		外壁防水塗装耐震改修		- 平成18年度計画どおり、経年劣化の著しい屋上防水、電気設備、配管等爆発実験施設、非常電源装置及び電子顕微鏡室について当年度中に改修工事を実施した。電子顕微鏡室の改修に伴い、分析透過型電子顕微鏡及び透過型電子顕微鏡の更新も行った。 - 施設・設備の使用計画と使用状況について調査した結果を踏まえ、下記のとおり使用計画が変更された。 1) 新研究所の本部施設の部屋の配置と本部機能について、今後施設、機能の両面から旧2研究所の統合化を図るための実行計画が策定された。 2) 研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、機器等の使用状況、コスト、及びそれに見合う成果について検討を行い、高感度分析施設、低温実験施設、実験室等について、運用計画や利用方法の見直し等の改善を図った。
施設整備の内容	措置年度																																
屋上防水改修	H18措置予定																																
電気設備改修	H18措置予定																																
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修																																	
配管等爆発実験施設改修	H18措置予定																																
超高サイクル疲労強度の解析施設改修																																	
統合生産システム安全性検証施設改修																																	
施工シミュレーション施設改修																																	
非常電源装置改修	H18措置予定																																
電子顕微鏡室改修	H18措置予定																																
RI実験室改修																																	
空調設備改修																																	
低温実験室改修																																	
人工環境室改修																																	
渡り廊下改修																																	
外壁防水塗装耐震改修																																	